

天王寺区役所庁舎管理要綱

制定 平成 21 年 4 月 1 日

直近改正 平成 28 年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市区役所庁舎管理規則（平成 19 年大阪市規則第 48 号）（以下「規則」という。）において、区庁舎管理者が別に定める必要がある事項を定めるものとする。

(庁舎管理者等)

第 2 条 規則第 3 条第 2 項に規定する区庁舎管理者が指定する職員は、企画総務課長とする。

(門扉の開閉)

第 3 条 区役所庁舎の門扉の開閉時刻は次のとおりとする。

(1) 大阪市告示により執務時間が午前 9 時から午後 5 時 30 分と定められた日

開門：午前 8 時 45 分 閉門：午後 5 時 45 分

(2) 大阪市告示により執務時間が午前 9 時から午後 7 時と定められた日

開門：午前 8 時 45 分 閉門：午後 7 時 15 分

2 大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日は、開門しない。ただし大阪市告示により執務時間が割り当てられた日は開門し、開閉時刻については前項の規定によるものとする。

3 第 1 項および前項の規定にかかわらず、区庁舎管理者が事務事業または庁舎の管理上必要と認めるときは、開門若しくは閉門時刻を変更し、または休日に開門することができる。

(区役所庁舎等の出入り)

第 4 条 区役所開庁日における各担当の最終退庁者は、退庁簿（別紙様式）に退庁時刻及び氏名を記入しなければならない。また、各担当の最終退庁者は、事務室内の火気、扉・窓・書庫等の施錠、消灯、各種機器類の電源の切断、湯沸室がある場合にはガス元栓の閉栓等を点検し、事務室の鍵等を宿日直専門員に引継がなければならない。

2 区庁舎管理者の許可を得て時間外・休日に区庁舎に立ち入る者は、宿直室に設置する「休日庁舎入退出簿」に月日・所属・氏名・入室時刻・退室時刻を記入しなければならない。

3 門扉閉鎖時の入退庁は、特に定めがない限り区庁舎東側の休日・時間外通用口を利用するものとする。

4 時間外・休日に宿日直専門員への諸届のために来庁した者については、「休日庁舎入退出簿」への記入は不要とする。

5 第 2 項および第 3 項の規定は、大阪市主催行事等で職員の引率・案内・立会いを受けて時間外・休日に区庁舎に立ち入る者については適用しない。ただし、職員の引率・案内・立会いを受けない区域へ立ち入る際はこの限りではない。

(許可を要する行為)

第 5 条 規則第 6 条に定める許可を要する行為の審査基準は別表 1 のとおりとする。

(駐車等の制限)

第6条 規則第7条に定める駐車の制限に関する処分基準は別表2のとおりとする。

(行為の禁止)

第7条 規則第8条各号に定めるもののほか、区役所庁舎内及び敷地内においては、何人も、喫煙をしてはならない。

(違反行為に対する措置)

第8条 規則第9条に定める違反行為に対する措置の処分基準は別表3のとおりとする。

(放置自転車等の取扱い)

第9条 区役所敷地内・庁舎内に放置された自転車その他の物品については、撤去命令文書を添付した後1週間経過しても撤去されない場合は、区庁舎管理者において撤去する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成22年2月25日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成23年7月20日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成24年10月31日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成28年5月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

処分の名称		行為許可		
規則名		大阪市区役所庁舎管理規則	根拠条項	第 6 条
審査基準	◎ 次の各号に掲げる行為の許可を受けるためには、当該各号に定める要件を満たすことを要する。			
	(1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為について			
審査基準	○ 物品の販売に当たっては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項（行政財産の目的外使用）の許可を得たものに限る。ただし、区庁舎管理者が指定するもので、指定された場所及び時間で行われるものを除く。			
	○ 宣伝、勧誘その他のものについては、本市所管部署が職員福利厚生事業として行うもので、指定された場所、期間、時間内に行うものに限る。			
審査基準	(2) 印刷物その他の文書又は図画の配布について			
	○ 庁舎内での配布行為は許可しない。ただし、本市所管部署が職員福利厚生事業として行うもので、指定された場所及び時間で行われるものを除く。			
審査基準	(3) ポスター、はり紙、看板、旗、幕その他これらに類するものの表示又は掲出について			
	○ ポスターの掲出は許可しない。ただし、本市所管部署が行う事業等で区庁舎管理者が許可したものについては除く。			
審査基準	○ はり紙の掲出は区庁舎管理者の許可した会議等の案内目的のものに限る。ただし、区庁舎管理者が許可し、指定された場所で掲出されるものを除く。			
	○ 看板の設置並びに旗、幕その他これらに類するものの掲出は、区庁舎管理者の許可があり、指定された場所、期間内に掲出されるもので、かつ以下の要件を要する。			
審査基準	・ 公職選挙法に基づく選挙に関するもの			
	・ 本市の事業として使用するシンボル旗、表敬訪問に伴う国旗			
審査基準	・ 本市事業で特に重要と認められるもの			
	・ 本市事業と密接に関連を有し、特に重要と認められるもの			
審査基準	(4) テントその他の施設又は工作物の設置について			
	○ 本市所管部署が行う事業等で指定された期間内に設置されるもの及び本市が行う工事、作業に伴うものに限る。			
審査基準	(5) 集会の開催又は集団による立入り			
	○ 本市所管部署が行う事業、庁舎見学及び市民活動団体交流スペースの利用等で事前に許可されたもの並びに本市が行う工事等による立入りに限る。			
審査基準	(6) 門扉閉鎖後又は休日における立入り			
	○ 門扉閉鎖後又は休日（開庁日を除く。）における立入りは、事前に区庁舎管理者の許可を得た者に限る。			
審査基準	(7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で区庁舎管理者が定めるもの			
	○ 区庁舎管理者が定めるものとは、カメラ、ビデオカメラ、レコーダー類による撮影、録画、録音及び拡声器類を使用することをいう。			
審査基準	○ 本市所管部署が行う事業等で特に重要と認められるものについては、前各号に掲げる行為以外の行為についても、指定された場所、期間内に限り許可することがある。			
	標準処理期間		即日又は 5 日	

別表 2（第 6 条関係）

処分の名称		駐車等の制限		
規則名		大阪市区役所庁舎管理規則	根拠条項	第 7 条
処 分 基 準	◎指定された場所以外の通行及び駐車を禁止する。ただし次に掲げる車両等を除く。			
	・ 本市発注の建物、設備等の工事、保守、修繕、納品のため使用する目的で事前に許可された車両。 ・ 公職選挙法に基づく選挙で使用する車両。 ・ 本市所管部署が主催する事業、行事並びに職員健康診断、献血に使用する車両。 ・ 緊急時並びに災害時における車両。			

別表 3（第 8 条関係）

処分の名称		立入り・行為等の制限および庁舎からの退去・物件の撤去等		
規則名		大阪市区役所庁舎管理規則	根拠条項	第 9 条
処 分 基 準		◎ 次に掲げる場合には、庁舎等への立入りを禁止し、許可を取り消し、行為を禁止又は中止させ、庁舎等から退去もしくは物件等の撤去を命じることがある。 (1) 規則第 5 条（区役所庁舎等への出入り）第 1 項または第 2 項の規定に違反し、氏名、出入りの目的を明らかにしない場合または記入をしない場合もしくは虚偽の記入をした場合。 (2) 規則第 6 条（許可を要する行為）第 1 項または第 2 項の規定に違反し、当該行為の許可を受けない場合または許可に付された条件に違反する場合。 ・ 規則第 6 条第 1 項の許可については、行為許可の審査基準(1)～(7)の要件をさす。 ◎ 規則第 8 条の規定に違反する場合又はそのおそれのあることが明らかである場合。 ○具体的には、次に掲げる行為をいう。 (1) 凶器、爆発物その他の危険物の持ち込み 凶器、その他の危険物とは、刀剣類、銃器、劇薬物等をいう。 (2) 庁舎、備品その他の物件の破損又は汚損 備品とは、庁舎内に配置されている机、椅子、電話、消火器等をいう。 (3) 通行を妨げる行為 行為許可の審査基準(5)に基づく許可を受けない集会の開催及び集団での立入り並びに許可を受けない物品等の搬入をいう。 (4) 脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動を行うこと 静かにするよう繰り返し要請したにもかかわらず、引き続き大声をあげる、怒鳴り散らす、脅す等の言動をいう。 (5) 職員に対して面会を強要すること 面会を強要することにより、業務の遂行を妨害する等の行為をいう。 (6) 庁舎における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる行為 例えば、ロビー、会議室等庁舎内での飲酒行為をいう。		